

仕様書

①案件名称	市会事務局事務用 デジタル一眼レフカメラ外1点買入
②品名	デジタル一眼レフカメラ外1点（詳細は明細のとおり）
③規格及び数量	すべて新品を納品すること（詳細は明細のとおり）
④納入期限	令和7年9月12日（金曜日）
⑤納入場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 市会事務局
⑥特記事項	・受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目26（OA機器・用品）で登録していること。 ・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。 ※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前（土日祝日を除く）までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。
⑦事業担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 市会事務局 政策調査担当 電話：06-6208-8694 担当：杉本

【明細】

No.	品名	品質、形状、寸法	単位	数量	参考商品
1	デジタル一眼レフカメラ	①イメージセンサー:APS-C CMOSセンサー ②ISO感度:通常範囲でISO 100-6400程度 ③シャッター速度範囲:30-1/4000秒程度 ④有効画素数:2410万画素程度 ⑤オートフォーカス機能があるもの ⑥ライブビュー撮影機能があるもの ⑦記録媒体:SD、SDHC、SDXCメモリーカード ⑧3インチ程度のTFT式カラー液晶モニターが内蔵されているもの ⑨純正の充電式バッテリー、バッテリーチャージャー、ストラップが付属しているもの ⑩焦点距離18-55mm程度かつf値3.5-5.6程度のキットレンズが付属しているもの	個	1	・Canon 4549292111828 ・Nikon 4960759149091 ・RICOH 10705171 ※同等品以上可
2	バッテリー	①上記デジタル一眼レフカメラとして納品する製品に対応しているもの ②純正のみ	個	1	

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06-6615-7965

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(市会事務局総務担当)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(市会事務局総務担当)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(市会事務局総務担当)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：事業者)